防府市中小事業者等物価高騰対策事業補助金交付要綱

令和５年１月１０日制定

（趣旨）

第１条　この要綱は、物価高騰等の影響を受ける中、売上の向上や業務の効率化に資する事業に取り組む事業者を支援するため、当該取組に必要な経費の一部を補助することについて必要な事項を定めるものとする。

（補助対象者）

第２条　補助金交付の対象者は、市内に事業所を有する法人又は個人で事業収入（売上）を得ており、今後も事業を継続する意思がある者をいう。（農林漁業者、医療法人、農業法人、NPO 法人等も対象）なお、法人については、資本金の額又は出資の総額が３億円以下、もしくは常時使用する従業員の数が３００人以下であることとする。

２　前項に規定する補助対象者のうち、次の各号のいずれかに該当する場合は補助対象者から除く。

(1)　市税を滞納している者

(2)　防府市暴力団排除条例（平成 24 年条例第 21 号）第２条に規定する暴力団の構成員又は暴力団に協力し、若しくは関与する等これに関わりを持つ者

(3)　宗教活動又は政治活動を目的としている者

(4)　その他市長が補助金の交付対象として不適当と判断した者

（補助対象事業）

第３条　対象となる事業とは、補助対象者が行う売上の向上や業務の効率化に資する事業で、次の各号のいずれかに該当するものをいう。

(1)　新商品開発・新技術の導入

(2)　既存商品・販売方法の改善

(3)　新事業展開・事業分野拡大

(4)　デジタル技術の導入

(5)　コスト削減（省エネ、カーボンニュートラル等）に資する事業

（補助対象経費）

第４条　補助対象経費は、別表１に掲げる経費をいう。

２　前項に規定する補助対象経費については、消費税及び地方消費税を含まないものとする。

（補助額）

第５条　補助金の額は、補助対象経費に４分の３を乗じて得た額（この額に千円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）の相当額とし、１事業あたり３０万円を限度とする。

（補助対象事業の公募）

第６条　市長は、期間を定めて補助対象事業を公募するものとする。

２　市長は、前項の規定による公募にあたり、募集要領を定め、これを公表するものとする。

（要　件）

第７条　本補助事業は、次に掲げる全ての要件に該当し、次条に規定する審査会において採択されなければならない。

(1)　第３条第１項に規定する事業であること

(2)　募集要領に規定する事業実施期間中に完成する見込みがあること

(3)　事業完了までの一連の事業計画が描かれており、事業達成の可能性があること

（審査会）

第８条　審査のために必要な事項は別途定める。

（交付申請）

第９条　事業を申請しようとする補助対象者は、防府市中小事業者等物価高騰対策事業補助金交付申請書（第１号様式）に別表２に掲げる書類を添えて市長に申請しなければならない。

（交付・不交付決定通知）

第10条　市長は、前条の規定による申請の提出があった場合において、その内容を審査の上、補助金を交付することが適当であると認めるときは、予算の範囲内において、補助金の交付を決定し、当該申請

書を提出した者に、防府市中小事業者等物価高騰対策事業補助金交付決定通知書（第２－１号様式）により通知し、不適当であると認めるときは、防府市中小事業者等物価高騰対策事業補助金不交付決定通知書（第２－２号様式）により通知をするものとする。

２　市長は、前項に規定する交付決定について必要があると認めるときは、必要な条件を付すことができる。

（事業完了報告）

第 11 条　補助対象事業を完了し、補助金の交付を受けようとする補助対象者は、事業完了日から２０日以内に防府市中小事業者等物価高騰対策事業補助金完了報告書（第３号様式）に必要な書類を添えて市長に提出しなければならない。

（確定通知）

第 12 条　市長は、前条の規定により補助対象事業者から報告があったときは、提出された書類の確認を行い、補助金を交付すべきものと認めたときは、防府市中小事業者等物価高騰対策事業補助金確定通知書（第４号様式）により申請者に通知するものとする。

２　市長は、必要であれば実地検査を行うものとする。

３　市長は、第１項に規定する確定通知について必要と認めるときは、条件を付すことができる。

（補助金の交付）

第 13 条　前条の規定により補助金の確定通知を受けた補助対象者は、速やかに防府市中小事業者等物価高騰対策事業補助金請求書（第５号様式）を市長に提出するものとする。

２　市長は、前項の規定により請求があったときは、これを審査し、速やかに当該補助金を交付するものとする。

（変更等の届出と承認）

第 14 条　補助対象者は、交付決定後、事業を変更、中止又は廃止（以下、「変更等」という。）する場合は、速やかに防府市中小事業者等物価高騰対策事業補助金補助金（変更・中止・廃止）届出書（第６号様式）を市長に提出し、その承認を受けなければならない。なお、

変更の申請が必要な場合は以下の各号のいずれかに該当する場合とする。

(1)　事業計画及び事業経費の主要部分の変更

(2)　費目間の経費変更であり、流用元・流用先のいずれかの変動額が２０％を超える場合

２　市長は、前項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、適当であると認めるときは、防府市中小事業者等物価高騰対策事業補助金（変更・中止・廃止）承認通知書（第７号様式）により通知し、内容が適当でないと認めるときは、防府市中小事業者等物価高騰対策事業補助金（変更・中止・廃止）不承認通知書（第８号様式）により通知をするものとする。

（交付決定の取消し）

第 15 条　市長は、交付決定を受けた事業者が次の各号の一に該当したときは、交付決定を取り消すことができる。

(1)　事業実施期間内において、第７条に規定する要件を欠くこととなったとき

(2)　事業実施期間内において、第 10 条第２項に規定する条件に違反したとき

(3)　第 12 条第３項に規定する条件に違反したとき

(4)　事業実施期間内に事業を中止又は廃止したとき

(5)　偽りその他不正行為により補助金の交付を受けようとし、又は受けたとき

(6)　その他市長が取り消す必要があると認めたとき

２　市長は、前項の規定により交付決定の取消しを受けた補助対象者に対し、補助金の交付を行わず、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部の返還を命ずることができる。

（財産の管理等）

第 16 条 交付決定を受けた事業者は当該補助事業により取得した財産については、事業の完了した後５年間は善良な管理者の注意をもって管理するとともに、事業の目的に従って使用し、その効率的な運

用を図らなければならない。

（報告及び調査）

第１７条　市長は、事業実施期間内において、補助対象者に対し、事業に関する必要な事項について報告を求め、又は実地に調査し、必要な指示を行うことができる。

２　市長は、事業の完了した日から５年以内において、補助金の交付を受けた中小企業者等に対し、事業に関する必要な事項について報告を求め、又は実地に調査し、必要な指示を行うことができる。

（補則）

第１８条　この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行について必要な事項は、募集要領等で定める。

附　則

（施行期日）

１　この要綱は、令和５年１月１０日から施行する。

別表１（第４条関係）

■補助対象経費

	費目	対象経費
①	機械装置等費	機械装置等の購入に要する経費（②を除く）
②	電子計算機等購入費	コンピュータまたは関連機器等の購入に要する経費（スマートフォン等、電話を主たる機能とする機器は除く。） ※ただし、電子計算機等購入費の上限は１５万円とする。
③	ソフトウェア取得費	専用ソフトウェアの購入に要する経費 （ＯＳ、セキュリティソフト、表計算等、汎用性の高いものは除く）
④	広報費	パンフレット、ポスター、チラシ、ホームページ等を作成するための経費。広報媒体を活用するために支払われる経費
⑤	開発費	新商品・サービスの開発のために必要な原材料（通常の仕入れ費用は除く）、設計、デザイン、パッケージなどのために支払われる経費
⑥	借料	機器・設備等のリース料・レンタル料として支払われる経費
⑦	消耗品費	事業実施に必要な物品を購入するための経費
⑧	外注費・委託費	①から⑦に該当しない経費であって、業務の一部を第三者に外注または委託するために支払われる経費

※契約期間が補助対象期間を超えるものについては、補助対象期間に係る経費のみを補助対象とする。年間費用については、月額に換算したもので計算を行う。

別表２（第９条関係）

■第１号様式添付書類

区分	必要書類
法人	１　市税の納税証明書（滞納のないことの証明書） ２　直近の確定申告書別表一・別表二の写し ※受付印のあるものもしくは国税庁がデータを受け付けたことが確認できるもの ※新規法人の場合は、法人設立届の写し ３　直近の税務申告に添付した決算書の写し ・貸借対照表　　・損益計算書
個人	１　市税の納税証明書（滞納のないことの証明書） ２　直近の確定申告書第一表の写し ※受付印のあるものもしくは国税庁がデータを受け付けたことが確認できるもの ※創業者の場合は、開業届の写し ３　直近の確定申告の青色申告決算書または収支内訳書

第１号様式（第９条関係）

防府市中小事業者等物価高騰対策事業補助金交付申請書

申請日	令和　　年　　月　　日

防府市長　様

標記の補助事業について補助金の交付を受けたいので、下記のとおり申請します。

補助金交付申請額　　円

（補助対象経費の３／４で千円未満切捨。上限３０万円）

１．申請者に関する事項

氏名等	（ﾌﾘｶﾞﾅ）		
	事業者名（屋号）		
	（ﾌﾘｶﾞﾅ）		
	氏　名	※法人は代表者肩書・氏名	
種別等 ☑してください	☐ 法人 ☐個人事業者	法人番号	
		生年月日 （個人事業者の場合）	西暦　　年　　月　　日
市内事業所の住所	〒		
主たる業種	卸売業 ・ 小売業 ・ 製造業 ・ 建設業 ・ 運輸業 ・ サービス業 ・ 飲食業 農業 ・ 漁業 ・ 林業 ・ その他（　　）		
営業内容			
資本金額	円　※会社以外は記載不要		
常時使用する従業員数	人　※常時使用する従業員がいなければ「０人」		
設立年月日	（西暦）　　年　　月　　日		
（フリガナ） 担当者氏名 （法人の場合）			
連絡先	電話（　　－　　－　　）担当者携帯（　　－　　－　　）		

２．事業内容に関する事項

（１）事業計画

１．事業概要・経営状況（自社の概要・自社や商品の強み弱みを記載ください）

【事業の内容】（現在の事業内容を具体的に記載してください。）

【自社や自社の提供する商品・サービスの強みと弱み】

箇条書きでご記入ください。（それぞれ３つまで）

自社の強み（優れている・他社にない）	自社の弱み（困っている・克服したい）
・	・
・	・
・	・

２．物価高騰による影響

（顧客ニーズや市場動向に生じた変化や影響をご記載ください）

３．今回の申請計画で取り組む事業名（30 文字以内で記入すること）

４．取組内容（該当する項目に☑をしてください。複数選択可）

☐ 新商品開発・新技術の導入を行う事業
☐ 既存商品・販売方法の改善を行う事業
☐ 新事業展開・事業分野拡大を行う事業
☐ デジタル技術の導入を行う事業
☐ コスト削減（省エネ、カーボンニュートラル等）に資する事業

５．【計画内容】（上記 1～4 を踏まえ、新商品開発等の取組を具体的に記載ください）

【事業期間】

（西暦）　年　　月　　日　～　（西暦）　年　　月　　日

【事業の目的】

【具体的内容】

【本事業で期待する効果】

※事業計画等の作成にあたっては防府商工会議所及び防府市中小企業サポートセンター（コネクト22）の助言・指導を得ながら進めることができます。

※枠内に収まらない場合は、行を追加して作成すること。

（２）事業経費　　（単位：円）

費目	内　容 （数量も記載してください。また、１つの費目に複数の支払いがある場合は金額も記載してください。）	補助対象経費 **（税抜）**
①機械装置等費	※機器の型番も記入してください。 ※可能であればカタログを添付してください。	円
②電子計算機等購入費	※機器の型番も記入してください。 ※可能であればカタログを添付してください。	【上限１５万円】 円
③ソフトウエア取得費		円
④広報費		円
⑤開発費		円
⑥借料		円
⑦消耗品費		円
⑧外注費・委託料		円

合計（Ａ）　　円

補助金交付申請額＝（Ａ）×３／４　（千円未満切捨）	【上限３０万円】 円

※補助金交付申請額は、補助対象経費の合計（Ａ）の３/４、もしくは補助上限額３０万円のいずれか少ない方の金額を記入してください。
※補助対象経費は、消費税及び地方消費税を除いた額となります。
※③ソフトウエア取得費や⑥借料等について、**契約期間が補助対象期間を超える場合は、補助対象期間に係る経費のみが補助対象となります。**年間費用については、月額に換算したもので計算します。

３．その他

必ず内容を確認し**署名**または**記名・押印**をお願いします。※法人は社名及び代表者名	氏名　　印 ※氏名がゴム印の場合は代表者印の押印をお願いします。

以下の内容を了承します。

①私は、申請内容に偽りがある場合、補助金を返還します。

②私は、反社会勢力に該当せず、今後も、反社会的勢力との関係を持つ意思はありません。

③私は、同一の内容で国、地方公共団体又はこれに準ずる団体からの補助金交付決定（採択含む）を受けていません。また、今後も同一の内容で補助金を重複受給しません。

④私は、本申請により入手する個人情報に関し、本補助金の目的の範囲内で使用されることを了承します。

⑤私は、防府市中小事業者等物価高騰対策事業補助金募集要領の内容を理解しています。

⑥私は、本補助金の取得後も事業を継続して実施します。

第２－１号様式（第１０条関係）

防商　第　　号

年　　月　　日

様

防　府　市　長　名

防府市中小事業者等物価高騰対策事業補助金交付決定通知書

年　　月　　日付けで申請のあった事業について、下記のとおり決定しましたので、防府市中小事業者等物価高騰対策事業補助金交付要綱第１０条第１項の規定により通知します。

記

１　補助金交付決定額　　円

２　要　件

第２－２号様式（第１０条関係）

防商　第　　号

年　　月　　日

様

防　府　市　長　名

防府市中小事業者等物価高騰対策事業補助金不交付決定通知書

年　　月　　日付けで申請のあった事業について、審査の結果、不採択となりましたので、防府市中小事業者等物価高騰対策事業補助金交付要綱第１０条第１項の規定により通知します。

第３号様式（第１１条関係）

年　　月　　日

（宛先）防府市長

住　　所

名　　称

代表者氏名

防府市中小事業者等物価高騰対策事業補助金完了報告書

年　　月　　日付けの補助金交付決定通知に係る補助事業が完了しましたので、防府市中小事業者等物価高騰対策事業補助金交付要綱第１１条の規定により、次のとおり報告します。

記

１　実績報告書　　別紙のとおり

２　補助額　　円

３　根拠書類

・請求書、領収書等の写し（経費内訳及び支払いがわかるもの）

・写真等（事業の取組実績がわかるもの）

・通帳の写しもしくは口座番号、振込名義がわかるもの

（別紙）第３号様式添付書類

実績報告書

事　　業　　名	
事業の実施期間	（西暦）　　年　　月　　日から（西暦）　　年　　月　　日
事　業　の　実　績 （実施内容・実施方法・実績）	
事業の効果・成果	
今　後　の　展　開	

＜事業経費＞

費目	内　容 （数量も記載してください。また、１つの費目に複数の支払いがある場合は金額も記載してください。）	補助対象経費 （税抜） **※実績額**
①機械装置等費	※機器の型番も記入してください。	円
②電子計算機等購入費	※機器の型番も記入してください。	【上限１５万円】 円
③ソフトウエア取得費		円
④広報費		円
⑤開発費		円
⑥借料		円
⑦消耗品費		円
⑧外注費・委託料		円

合計（Ａ）　　円

補助金実績額＝（Ａ）×３／４　（千円未満切捨）	【上限３０万円】 円

※補助額は、補助対象経費の合計（Ａ）の３／４、もしくは補助上限額３０万円のいずれか少ない方の金額を記入してください。
※補助対象経費は、消費税及び地方消費税を除いた額となります。
※③ソフトウエア取得費や⑥借料等について、**契約期間が補助対象期間を超える場合は、補助対象期間に係る経費のみが補助対象となります。**年間費用については、月額に換算したもので計算します。

第４号様式（第１２条関係）

防　商　第　　号

年　　月　　日

様

防　府　市　長　名

防府市中小事業者等物価高騰対策事業補助金確定通知書

年　　月　　日付けで報告のあった防府市中小事業者等物価高騰対策事業補助金にかかる事業について、下記のとおり補助金の額を確定しましたので、防府市中小事業者等物価高騰対策事業補助金要綱第１２条第１項の規定により通知します。

記

１　補助金確定額　　円

２　補助対象期間　　年　　月　　日　～　　年　　月　　日

３　条　件

第５号様式（第１３条関係）

防府市中小事業者等物価高騰対策事業補助金請求書

金　額		百	十	万	千	百	十	円

内　　訳　防府市中小事業者等物価高騰対策事業補助金として

防府市中小事業者等物価高騰対策事業補助金交付要綱第１３条第１項の規定により、上記のとおり補助金を請求します。

年　　月　　日

（宛先）防府市長

住　　所

名　　称

代表者氏名

（補助金は、次の口座に振り込んで下さい。）

振 込 先	銀行・信用金庫・労働金庫 農協・漁協・信用組合	
金融機関	支所・支店・出張所	
口座番号 種　　別		１：普　通 ２：当　座
フリガナ		
口座名義		

第６号様式（第１４条関係）

年　　月　　日

（宛先）防府市長

住　　所

名　　称

代表者氏名

防府市中小事業者等物価高騰対策事業補助金（変更・中止・廃止）届出書

年　　月　　日付指令防商第　　号で交付決定を受けた補助事業を（　変更　・　中止　・　廃止　）しましたので、防府市中小事業者等物価高騰対策事業補助金交付要綱第１４条第１項の規定により届けます。

記

１　補助額の変更

（１）既存交付決定額　　円

（２）変更交付申請額　　円

（３）差　　額　　円

２　変更、中止または廃止の理由

３　添付書類

・前項の事実を証する書類

・変更後の経費区分等

第７号様式（第１４条関係）

防　商　第　　号

年　　月　　日

様

防　府　市　長　名

防府市中小事業者等物価高騰対策事業補助金（変更・中止・廃止）
承認通知書

年　　月　　日付で申請のあった防府市中小事業者等物価高騰対策事業補助金（変更・中止・廃止）届出書については、下記のとおり承認したので、防府市中小事業者等物価高騰対策事業補助金交付要綱第１４条第２項の規定により通知します。

記

１　承認内容　（　変更　・　中止　・　廃止　）

２　変更後交付決定額　　円

第８号様式（第１４条関係）

防　商　第　　号

年　　月　　日

様

防　府　市　長　名

防府市中小事業者等物価高騰対策事業補助金（変更・中止・廃止）
不承認通知書

年　　月　　日付で申請のあった防府市中小事業者等物価高騰対策事業補助金（変更・中止・廃止）届出書については、下記の理由により不承認とするので、防府市中小事業者等物価高騰対策事業補助金交付要綱第１４条第２項の規定により通知します。

記

１　不承認の理由